

平成 31 年 2 月 13 日

関係者各位

社会福祉法人どろんこ会
理事長 安永愛香

東洋経済新報社および「大川えみる」こと迫共氏らに対する 記事削除、謝罪広告の掲載、損害賠償請求訴訟の勝訴判決のお知らせ

平成 29 年 3 月 28 日（火）に株式会社東洋経済新報社（以下、「東洋経済新報社」といいます。）の運営するインターネットサイトである「東洋経済オンライン」にて当法人の運営に関する記事（以下、「本件記事」といいます。）が掲載されたことをうけ、

その内容について

『事前に当会に対して一切の取材がなされないまま一方的に掲載された記事である』

『事実と異なる内容、誤解を招く内容が数多く含まれている』

『当会を貶める意図で書かれたと思わざるを得ない悪意ある表現が、数多く含まれている』

といった点に鑑み、平成 29 年 12 月 20 日付で、東京地方裁判所において、東洋経済新報社、ライター大川えみること迫共氏、編集長山田俊浩氏および東洋経済新報社代表取締役である山縣裕一郎氏の 4 名に対し、記事の削除、謝罪広告の掲載および損害賠償を求める訴訟を提起いたしました。

本日、東京地方裁判所において上記訴訟に関する判決が言い渡され、「本件記事において摘示された事実が真実ではないこと」及び「本件記事において摘示された事実を真実であると信じるに足りる相当の理由が存在しないこと」について当法人の主張する内容が認められ、①東洋経済新報社及び大川えみること迫共氏に対し、本件記事の該当部分の削除を、②東洋経済新報社に対し、謝罪広告の掲載を、ならびに③東洋経済新報社、山田俊浩氏及び大川えみること迫共氏に対し、損害賠償請求が認められましたので、ここにご報告いたします。

引き続き、質の高い子育ての起点となるべく、職員一同、努力と研鑽を続けてまいります。
今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。